

「平成27年度 病虫害発生予報第2号」の発表について

向こう 1 か月の病虫害の発生予察情報については、次のとおりです。

- ・ 台風第 6 号の影響により、キウイフルーツかいよう病やモモせん孔細菌病などの病害が発生しやすい状態であると考えられます。早期発見・早期防除に努め、適宜、薬剤防除を実施するなど、病害のまん延防止に努めてください。
- ・ 麦類赤かび病の発生を防止するため適期防除に努めてください。

気象・環境

○ 4 月下旬以降、天候は回復しましたが、4 月上・中旬の天候不順の影響により、作物に病害が発生しやすい状態が続いています。また、気象庁の向こう 1 か月の予報では、東日本太平洋側及び西日本において、平年より降水量が多く、日照時間が少ないことが予想されています。引き続き天候の推移に注意し、ほ場の観察をきめ細かく行い、適宜防除を実施してください。

- ・ 4 月上・中旬の天候は、北日本から西日本で降水量が多く、日照量がかなり少ない日が続き、病害が発生しやすい状況が続きました。その後、4 月下旬は、全国的に移動性高気圧に覆われたことにより、天候が回復し、5 月上旬も全国的に平年に比べ降水量が少なく、気温及び日照量が多めで推移しました。今後、気象庁の 1 か月予報（平成 27 年 5 月 14 日発表）では、東日本太平洋側及び西日本で平年より降水量が多く、日照量が少ない見込みです。引き続き天候の推移に注意し、適宜防除を実施してください。

○ 台風第 6 号の影響により、病害が発生しやすい状態であると考えられます。適宜薬剤防除を実施するなど、病害のまん延防止に努めてください。

- ・ 台風第 6 号の接近及び通過に伴う風雨の影響により、病原菌が拡散し、また、農作物が損傷しているなど病害が発生しやすい状態であると考えられます。傷口への薬剤塗布や予防防除を実施するなど、適切な防除を実施してください。

（参考）「台風第 6 号の接近及び通過に伴うキウイフルーツかいよう病等の果樹病害の発生拡大の防止に向けた防除指導の徹底について」（平成 27 年 5 月 11 日付け 27 消安第 1032 号）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryou2/index.html>

○イネ縞葉枯病について、そのウイルスの媒介虫であるヒメトビウンカの保毒虫の割合が高まっているとして、本年4月13日時点で神奈川県、茨城県、埼玉県及び群馬県の4県から注意報が発表されています。その後、新たな注意報の発表はありませんが、近年、西日本や中部及び関東の一部地域で、ヒメトビウンカとイネ縞葉枯病の発生が多い傾向にあることから、今後の発生動向に注意が必要です。

- ・ イネ縞葉枯病は、イネ縞葉枯ウイルスを保毒したヒメトビウンカによって媒介されます。イネ縞葉枯病の発生を抑制するためには、ヒメトビウンカの防除が重要となることから、都道府県が発表する発生予察情報を参考にしながら、適期に防除を実施してください。特に、本ウイルスの保毒虫率の高い地域及び前年に本病が多発した地域においては、箱施用剤を使用する等適切な管理を行ってください。また、発病株については早期に抜き取り、ほ場外の土中に埋める等、適切に処分をしてください。

○イネの補植用取置き苗は密生し、過湿状態となるため、いもち病が発生しやすく、伝染源となりやすいので注意してください。

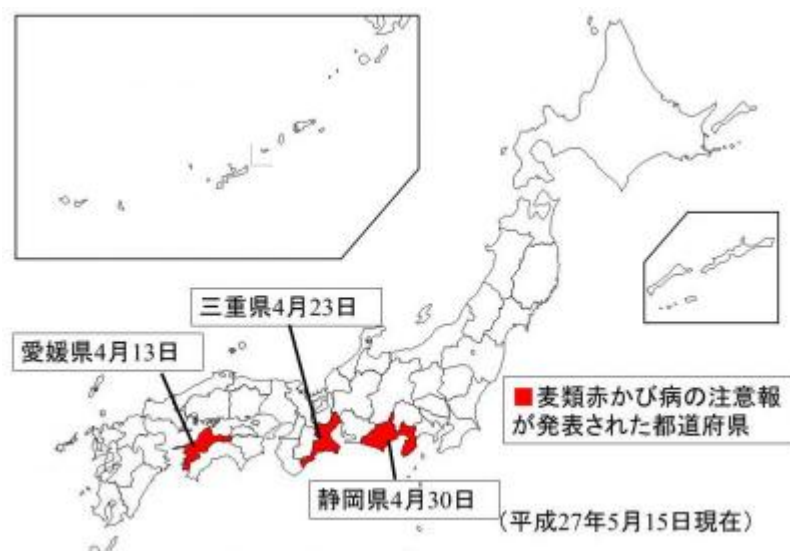
- ・ 田植え後、本田に放置された補植用取置き苗は密生して過湿状態となり、いもち病が発生しやすく伝染源となるので早期の除去を徹底してください。

○麦類赤かび病の発生は、東海の一部地域で「多い」、東北及び近畿、北九州の一部地域で「やや多い」と予想されており、愛媛県が4月13日、三重県が4月23日、静岡県が4月30日に注意報を発表しています。今後、曇雨天が続く場合は、本病の発生が助長されるので、天候の推移に注意し、適期・適切な防除に努めてください。

- ・ 本病は、適期防除が重要であり、特に麦の種類に応じて下表の時期に最初の薬剤防除を行うことが推奨されています。下表による薬剤防除後、なおも本病の多発が予想される場合は、各都道府県の病虫害防除所等からの技術情報や防除暦などに従って、適期に適切な追加防除を実施してください。

赤かび病の最初の防除を行う生育時期

麦の種類	最初の防除を行う生育時期
小麦	開花を始めた時期から開花期まで
二条大麦	穂揃い期の10日後頃
六条大麦	開花を始めた時期から開花期まで



野菜・花き

野菜・花きで発生が「多い」・「やや多い」と予想される病害虫及び地域

作物名	病害虫	発生が「多い」地域	発生が「やや多い」地域
いちご	灰色かび病	東海	南東北、南関東、近畿
	ハダニ類	近畿、南九州	
トマト	疫病		東海
	灰色かび病	東海	関東、北陸、近畿、九州
なす	うどんこ病		南関東
	灰色かび病		近畿、四国
きゅうり	うどんこ病	南関東	
	灰色かび病	北関東	
	べと病	北関東	北陸、近畿、南九州
ピーマン	うどんこ病		四国
キャベツ	菌核病	近畿	
	コナガ	南関東	北東北
レタス	菌核病		近畿
	灰色かび病		近畿
たまねぎ	さび病		四国
野菜共通	アブラムシ類		北陸、近畿、中国
きく	白さび病		近畿

注) 表中の地域については、必ずしもその地域全域で発生がみられるものではありません。

<いちご>

○ハダニ類の発生は、この時期カブリダニ等の有用な土着天敵の活動が活発になるため、ある程度抑えられますが、ほ場をきめ細かく観察し、今後、多発することが考えられる場合は、発生初期から薬剤防除を実施してください。

- ・ 本害虫は、発生密度が高くなってからの防除が困難となるため、発生の早期発見に努め、発生初期での薬剤防除を実施してください。

<きゅうり>

○キュウリべと病は、過湿条件を避け、発病部位を除去するとともに、肥切れしないよう適切な肥培管理を実施するなど、施設内を本病が発生しにくい状態に保つことが重要です。

- ・ 本病は、施設内が過湿となると発生が助長されるため、発生の早期発見に努め、発病葉や発病果の除去を行うとともに、適期に薬剤防除を実施してください。また、枯葉や下葉等の不要な葉を除去するなどにより、株間の通風を図るなど、過湿にならないように施設を管理してください。更に、肥切れすると発病しやすいので、肥培管理にも注意してください。

<トマト>

○トマト灰色かび病は、過湿条件を避け、発病部位を除去するなど、施設内を本病が発生しにくい状態に保つことが重要です。

- ・ 本病は、施設内の日照不足や過湿で発生が助長されるため、発生の早期発見に努め、発病葉や発病果の除去を行うとともに、適期に薬剤防除を実施してください。また、枯葉や下葉等の不要な葉を除去するなどにより、株間の通風を図るなど、過湿にならないように施設を管理してください。

果樹・茶で発生が「多い」・「やや多い」と予想される病虫害及び地域

作物名	病虫害	発生が「多い」地域	発生が「やや多い」地域
かんきつ	かいよう病	東海	四国
	そうか病		南関東
	ミカンハダニ		東海、北九州
りんご	ハダニ類		北東北
なし	黒斑病		北東北、北陸、近畿
	黒星病	北九州	東北、関東、東海、近畿、中国
	ナシヒメシンクイ		南関東
	ハダニ類		南関東、北陸
もも	せん孔細菌病	南東北	北陸、甲信、東海、近畿
果樹共通	果樹カメムシ類	四国	南東北、東海、中国
茶	チャノコカクモンハマキ	南九州	南関東、東海
	チャハマキ	南九州	南関東、東海
	チャノホソガ	南関東、東海	近畿
	カンザワハダニ	近畿、九州	東海

注) 表中の地域については、必ずしもその地域全域で発生がみられるものではありません。

＜果樹共通＞

○果樹カメムシ類は、越冬場所である山林から、餌を求めて果樹園に飛来します。一部の地域では越冬成虫が多いという報告もあることから、果樹園への飛来に注意してください。

- ・ 本害虫の被害が例年多い園地や山林に隣接した園地においては、園内の観察をきめ細かく行い、本虫の飛来が認められた場合は、飛来初期からの防除を実施してください。

＜かんきつ＞

○カンキツかいよう病の発生は、台風第6号により、強い風と降雨に見舞われた地域で助長される可能性があります。果実での発症を防ぐため、ほ場の観察をきめ細かく行い、罹病部位の除去や薬剤散布など適切な防除に努めてください。

- ・ 本病の伝染源となる発病葉及び発病枝を除去し、園外の土中に埋める等、適切に処分をしてください。また、本病は降雨が続くと発生が助長されるので、天候の推移に注意し、適期に薬剤防除を実施してください。特に、本病は強風による擦れなどの傷口から容易に感染するため、風雨が強まることが予想される場合には、事前に薬剤を散布してください。

<なし>

- ナシ黒星病の発生は、降雨が続くと助長されます。今後も天候の推移に注意し、降雨が続いた場合は適期・適切な防除に努めてください。

- ・ 本病の伝染源となる発病葉、発病果及び発病した新梢の除去に努めてください。また、本病は降雨が続くと発生が助長されるので、天候の推移に注意し、散布間隔が空きすぎないように、降雨の合間に薬剤を散布してください。

<もも>

- モモせん孔細菌病は、降雨や強風により発生が助長されます。台風第6号により樹体が損傷し、また本病菌が拡散するなど、本病が発生しやすくなっています。ほ場の観察をきめ細かく行い、適宜防除を実施してください。

- ・ 本病は、気孔や傷口から感染することから、降雨や強風により発生が助長されるので、降雨の合間を見て薬剤を散布してください。風雨が強まることが予想される場合には、事前に薬剤を散布してください。また、本病の春型枝病斑（スプリングキャンカー）は、第一次伝染源となります。このため、ほ場内をよく観察し、春型枝病斑を見つけた場合は、直ちに除去し、園外の土中に埋める等適切に処分をしてください。

<うめ>

- ウメ輪紋病の発生地域では、アブラムシ類の防除を徹底してください。

- ・ 本病は、アブラムシ類によって媒介されるうめ、もも、すもも等のサクラ属植物の病気です。気温の上昇に伴い、アブラムシ類の発生が多くなり、密度が高くなると有翅虫が発生し、本病を拡大させることが懸念されます。本病の発生が確認されている地域では、生産ほ場に加え、民家の庭木や公園樹等においても、アブラムシ類の発生初期での薬剤防除を徹底してください。

<キウイフルーツ>

- キウイフルーツかいよう病は、早期発見、早期防除に努め、感染樹を発見した際は適切に発症部位の除去等を行うことが必要です。台風第6号により樹体が損傷し、また、本病菌がほ場内に拡散するなど、本病が発生しやすくなっています。ほ場の観察をきめ細かく行い、適宜防除を実施してください。

- ・ 本病は、剪定作業や風雨等により葉や枝の傷口等から病原細菌が侵入し、感染するキウイフルーツ等の病気です。春季は、年間で最も本病の病徴を確認しやすい時期であり、枝幹部からの樹液の漏出、花蕾の変色、葉の褐色斑点、新梢の変色や枯れ込み等の症状に注意しながら園内の見回りを実施し、早期発見・早期防除に努めてください。
- ・ 感染樹を発見した際は、分散防止のため、登録農薬を施用し、速やかに発症部位の基部寄りからの切除（骨格枝あるいは主幹側に強く切り戻し）等を実施してください。
- ・ ハサミなどの作業器具は、樹ごとに 200ppm 以上の濃度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液又は 70%エタノールを用いて消毒し、枝等の切除を行った際は、切り口に登録農薬（チオファネートメチル剤）を塗布することを徹底してください。切除及び伐採を行った枝等は園地内に埋没させる又は焼却して処理をしてください。
- ・ 本年は、開花期頃から果実や苗（穂木）の生産園地において本病の全国調査を実施しています。当該調査では、病気の発生がないかどうかを確認するため、都道府県職員等が園地に立ち入りますので、御理解と御協力をお願いします。

＜茶＞

○チャノコカクモンハマキやチャハマキがこの時期に多発すると、幼虫が二番茶芽を加害し、品質や収量を著しく低下させることがあります。両種の害虫の発生に注意し、適期防除を心掛けてください。

- ・ これらの害虫は、前世代成虫の発生最盛日の 7～10 日後が防除適期になります。地域の予察灯やフェロモントラップでの誘殺状況を参考に、薬剤散布を行ってください。

○チャノホソガが多発し、摘採葉に三角巻葉が混入すると、製茶の品質を悪化させます。防除の要否を見極め、適切な防除を実施してください。

- ・ 本害虫は、新芽にのみ産卵し、老齢幼虫が三角巻葉を形成します。萌芽期から開葉期に成虫が多発すると被害が大きくなりますので、新芽への産卵を確認して、防除の要否を判断してください。

○カンザワハダニの発生は、この時期カブリダニ等の天敵の活躍により抑えられることにより、防除の必要のない茶園もありますが、発生が多くなると予想される場合は、適宜防除を実施してください。

- ・ 本害虫は、発生密度が高くなってからでは防除が困難になるため、ほ場をよく観察し、適切な防除を実施してください。

都道府県が発表した警報、注意報及び特殊報

平成 27 年 4 月 22 日以降、都道府県が発表している警報、注意報及び特殊報は以下のとおりです。

警報

重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表します。

- ・ 発表はありません。

注意報

警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要がある場合に発表します。

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
4月23日	三重県	小麦	コムギ赤かび病
4月24日	福島県	もも	モモせん孔細菌病
4月24日	愛媛県	うめ、もも、びわ、キウイフルーツ、なし、すもも、かんきつ、かき等	果樹カメムシ類（チャバネアオカメムシ、ツヤアオカメムシ、クサギカメムシ）
4月30日	静岡県	ばれいしょ	ジャガイモ疫病
4月30日	静岡県	麦類全般（特に小麦）	コムギ赤かび病
4月30日	沖縄県	さとうきび	メイチュウ類（イネヨトウ及びカンシャシクイハマキ）
5月1日	長野県	果樹等農作物	マイマイガ
5月8日	福島県	なし	ナシ黒星病
5月13日	徳島県	果樹全般（特に、なし、もも、うめ、かき、かんきつ等）	果樹カメムシ類（主に、ツヤアオカメムシ、チャバネアオカメムシ）

特殊報

新たな病害虫を発見した場合及び重要な病害虫の発生消長に特異な現象が認められた場合に発表します。

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
4月27日	香川県	キウイフルーツ	キウイフルーツかいよう病（Psa3系統）
5月11日	静岡県	オリーブ	オリーブがんしゅ病

病害虫防除に関する留意事項

一般

- ・ 病虫害の防除を効果的に実施するためには、病虫害の発生状況を的確に把握し、早期発見に努め、適期の防除につなげることが大切です。病虫害の発生は天候の影響を大きく受けるので、天候の状況に注意しつつ、都道府県が発表する発生予察情報に基づき、地域ごとの防除基準に従って防除を実施してください。
- ・ 薬剤防除を実施する場合は、適切な薬剤を選択するとともに、病虫害が薬剤抵抗性を獲得しないように、同一系統薬剤の連続使用を避けてください。また、農薬の使用基準を遵守し、散布対象外の農作物等に農薬が飛散しないよう対策を講じてください。このことについては、例年6月から8月にかけて、農林水産省が厚生労働省、環境省等と共同で実施する「農薬危害防止運動」においても注意を呼びかけています。

(参考) 平成 27 年 4 月 24 日プレスリリース「平成 27 年度農薬危害防止運動」の実施について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/150424.html>

露地栽培

- ・ 気温の上昇に伴い病虫害の動きも活発になるため、ほ場観察を行い病虫害の早期発見、適期防除に努めてください。

施設栽培

- ・ 気温の上昇に伴い、栽培管理上、施設を開放する機会が増えるため、病虫害の施設への侵入及び野外への飛び出しに注意が必要です。
- ・ ウイルス病を媒介するアザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類等の侵入や野外への飛び出しを防止するため、施設の開口部に防虫ネットを設置する等の対策を実施してください。また、雑草はこれらの害虫の発生源となりますので、施設内及び周辺の定期的な除草に努めてください。
- ・ 作物残渣は、害虫の発生源となり、罹病葉、罹病果は、病害の伝染源となるので、栽培終了後は蒸し込み処理等を行い、作物残渣での生存虫を死滅させてから搬出し、土中に埋める等確実に処分をしてください。
- ・ 施設内が過湿になると、病害の発生が助長されるため、施設周辺に排水路を整備して、雨水が施設内に入らないように留意するとともに、過度なかん水を回避する、循環扇を設置する、換気を行う、作物の株間の通風を図る等により、施設内が過湿にならないように管理してください。また、病害の早期発見に努め、伝染源となる罹病葉や罹病果は除去し、適期に薬剤防除を実施してください。

用語解説

地域

- ・ 北海道：北海道
- ・ 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北東北：青森県、岩手県、秋田県
南東北：宮城県、山形県、福島県
- ・ 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北関東：茨城県、栃木県、群馬県
南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

- ・ 甲信：山梨県、長野県
- ・ 北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県
- ・ 東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- ・ 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- ・ 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- ・ 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ・ 九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 北九州：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
- 南九州：熊本県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 沖縄：沖縄県

■ 発生量（程度）

- ・ 多い（高い）：やや多いの外側 10%の度数の入る幅
- ・ やや多い（やや高い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
- ・ 平年並：平年値を中心として 40%の度数の入る幅
- ・ やや少ない（やや低い）：平年並の外側 20%の度数の入る幅
- ・ 少ない（低い）：やや少ないの外側 10%の度数の入る幅

（平年値は過去 10 年間の平均）

■ 平成 27 年度発表予定日

- 第 3 号：6 月 23 日（火曜日）
- 第 4 号：7 月 14 日（火曜日）
- 第 5 号：7 月 28 日（火曜日）
- 第 6 号：8 月 18 日（火曜日）
- 第 7 号：9 月 18 日（金曜日）
- 第 8 号：10 月 20 日（火曜日）
- 第 9 号：11 月 24 日（火曜日）
- 第 10 号：平成 28 年 2 月 23 日（火曜日）

（参考）これまでの発表

- 第 1 号：4 月 21 日（火曜日）

お問い合わせ先

消費・安全局植物防疫課

担当者：防除班 春日井、石部

代表：03-3502-8111（内線 4562）

ダイヤルイン：03-3502-3382

FAX：03-3502-3386

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>